

平成 23 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 1	障害者の定義・手帳制度などに係る海外の実態に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者自立支援法の支援の対象者は、身体障害者福祉法上の身体障害者など個別法を引用する形で規定しているが、新たな法制度においては、現在支援の対象となっていない難病患者なども含めて「制度の谷間」のない仕組みの検討が必要となっている。</p> <p>また、障がい者制度改革推進会議における論点の一つとして、手帳制度についても言及がなされているところ。</p> <p>このため、海外の障害福祉制度をはじめとした障害者の定義や手帳制度などの実態に関して、調査研究を行うこととする。</p>
想定される事業の手法・内容	文献調査や関係者へのヒアリング等により、障害福祉制度をはじめとした各制度における障害者の定義や、手帳制度などに関して海外の実態を明らかにする。
求める成果物	<p>以下の事項のいずれか又は複数についてまとめた報告書及び各国の制度の対比表などの作成。</p> <p>① 障害福祉制度の概要及び当該制度に係る障害者の定義</p> <p>② その他の障害者施策に係る障害者の定義 (障害者差別禁止法制、障害者雇用制度、所得保障など)</p> <p>③ 障害者手帳制度の実態 (制度の有無、手帳所持による効果、各障害者施策との関係など)</p>
担当課室/担当者	企画課/企画法令係 (内線 3003)

指定課題 2	障害者の社会参加活動の支援に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>「障害者制度改革のための基本的な方向について（第二次）」（閣議決定）において、障害者が芸術・文化活動を行う際に必要な配慮や支援等が提供されるための環境整備を図ることについて具体的方策を検討していくこととなっている。</p> <p>障害の有無にかかわらず地域で当たり前暮らしていく中では、これまでの福祉サービスで提供されてきた介護・訓練等サービスによる支援だけではなく、どのように交流活動や文化芸術活動などの日中活動を行っていくか、支援していくかも重要と考えられるが、これまでその在り方や効果などについては十分に議論されてきていない。</p> <p>そこで、障害者の交流活動や文化芸術活動などの日中活動の支援についての効果的な取組の例を調査し、基礎資料を収集する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>障害者の交流活動や文化芸術活動などの支援の取組について調査し、障害者の生活の質の向上やエンパワメント（力付け）にどのように結びついているかを分析し、どのような取組が効果的であるかについて調査を行う。</p> <p>【留意事項】</p> <p>単なる障害者の交流活動や文化芸術活動の例を調査するだけではなく、その例を基に、今後の障害者福祉サービス体系の中で、障害者の社会参加活動の支援をどのように位置付けていくべきかを分析・提言するものとする。</p>
求める成果物	<p>調査に基づき、以下の成果物を作成すること。</p> <p>ア 成果物の作成に当たっては、障害者の交流活動や文化芸術活動の支援について、どのような点で他の例と比べて効果的な取組であるかを明らかにする。</p> <p>イ また、その取り組みが、どのように障害者の生活の質の向上やエンパワメント（力付け）に結びついているかを分析する。</p> <p>ウ その取組を通じて、障害者の活動についてどのように支援していくことが有効か、他に参考となる事項をまとめる。</p> <p>エ さらに、そうした取組を今後の障害者福祉サービス体系の中でどのように位置付けていくべきかを提言する。</p>
担当課室/担当者	自立支援振興室/情報支援専門官（内線 3079）

指定課題3	障害福祉サービスにおける日中活動プログラムに関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会の第1期課題別作業における「日中活動とGH・CH住まい方支援」チーム報告では、日中活動について、よりシンプルなサービス体系とし、個別のニーズに応じたプログラムを提供する「デイアクティビティセンター（仮称）」が提案されているところであり、新たな総合的な福祉制度の検討に向けて、サービス利用者の個々の状態像に応じて提供される日中活動プログラムの開発が重要となると考えられる。</p> <p>とりわけ、障害福祉サービスにおいて、日常動作の延長線上にある身体活動に係るプログラムについては、日中活動プログラムの基礎となるものであり、メタボリックシンドロームや要介護状態になることを防ぐための重要な取組みであるといえるが、競技性を重視し、障害の程度や部位により参加できる者を制限するスポーツの分野とは異なり、十分な開発が行われていない。</p> <p>このため、障害者の健康づくりの観点から、障害者の身体活動にかかる日中活動プログラムの開発のための調査を行うものである。</p> <p>また、当該プログラムの指導をできる人材を養成し、各事業所のみならず地域や在宅でも実施できるよう普及する仕組みづくりは、障害者の地域移行の促進に繋がるものであることから、指導者の養成やプログラムの普及に係るスキームの検討を含め本分野について調査を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>フィットネス指導者や障害体育の有識者、障害福祉サービス関係者、行政関係者等から構成する「障害者フィットネス推進委員会(仮)」を設置し、障害福祉サービス利用者の健康状態や日中活動プログラムの取組状況等の実態把握を行うとともに、障害福祉サービス事業所の日中活動プログラムに取り入れやすいフィットネスプログラムの開発を行うこと。</p> <p>また、当該プログラムを指導できる人材の養成に係るカリキュラムの作成や養成システムを検討すること。</p>
求める成果物	<p>本調査事業の報告については、以下の内容を盛り込むこと。</p> <p>(1) 実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス利用者の健康状態（障害内容や生活習慣病の罹患等） ・ 健康づくりに関する日中活動プログラムの取組み状況 （取組みの有無、プログラムの内容、実施方法、実施対象等） <p>(2) プログラムの開発（対象は、重度の身体障害者、重症心身障害児（者）を中心とすること）</p> <p>開発するプログラムについては、推進委員会(仮)において協議・検証の上、以下の点を必ず網羅したプログラムとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全性に配慮すること。 ・ スポーツではなく、日常動作の延長線上の動きを取り入れること。 <p>(3) 人材の養成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養成スキームの考案
担当課室/担当者	障害福祉課/福祉サービス係（内線 3033）

指定課題 4	グループホーム・ケアホーム入居者の栄養管理を行うための障害者支援施設を核とした支援システムの構築のための調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者が地域において安心して生活するためには、日中活動の場を整備するとともに、居住の場としてのグループホーム・ケアホームの整備を進めることが重要である。</p> <p>さらに、グループホーム・ケアホームを居住の場として、地域生活に移行した障害者が地域での生活を継続、定着させるためには、とりわけ、障害者本人の健康を維持することが重要である。このため、栄養管理がなされた食事がきちんと提供されるシステムの構築が急務であるが、現在のグループホーム・ケアホームの食事の提供は、世話人や利用者に任せきりとなっており、生活習慣病罹患のリスクも高い状況にある。</p> <p>このことから、栄養ケアマネジメント技術を持つ障害者支援施設を地域の社会資源として位置付け、周辺のグループホーム・ケアホームの世話人に対する食事提供についての技術指導や、栄養管理についての講習会を実施する等の支援を展開することが期待されているところであり、栄養管理に関する障害者支援施設の知識・技術をグループホーム・ケアホームに役立てるシステムを地域において構築するための標準的なプログラムを開発するために調査を行うものである。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 実態把握 以下のことについて、アンケート調査により実態把握を行うこと。 ・グループホーム・ケアホームにおける食事提供の実態 ・障害者支援施設における栄養ケアマネジメントの実態</p> <p>(2) 有識者委員会による検討 学識経験者、施設管理者、管理栄養士、グループホーム・ケアホーム設置者等からなる有識者委員会を設置し、障害者支援施設を核としてグループホーム・ケアホームの栄養管理を支援するシステムをどのようにして構築するのか検討すること。</p> <p>(3) 先進事例等の収集による標準プログラムの検討 有識者委員会の下にワーキングチームを設置し、先進的な取り組み事例を収集するとともに、実態把握のアンケート調査結果の分析等を行い、全国展開可能な標準的なプログラムを開発すること。</p> <p>(4) 人材養成プログラムの開発 障害者支援施設の栄養ケアマネジメント技術を用いてグループホーム・ケアホームの利用者の栄養管理を円滑に実施するためには、入所施設とグループホーム・ケアホームの居住様式の差を踏まえつつ、様々な障害特性に応じた適切な食事提供が伴わなければならない。このための人材養成のプログラムについても調査し、開発を行うこと。</p>
求める成果物	<p>(1) 標準支援プログラムの開発 全国の障害者支援施設において、グループホーム・ケアホームの栄養管理についての支援が容易に展開できるよう、障害者支援施設の栄養ケアマネジメントの機能を活用し、地域のグループホーム・ケアホーム入居者の栄養管理の支援を行うための標準プログラムを開発すること。</p> <p>(2) 人材養成のための研修プログラムの開発 障害者支援施設の管理栄養士を中心として、グループホーム・ケアホームの世話人等に対して栄養管理についての技術、手法等について助言、指導を行うことが容易に全国的に実施できるよう、世話人等に適切に指導、助言を行うことのできる障害者支援施設の管理栄養士を養成する研修プログラムを開発すること。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課/福祉サービス係 (内線 3033)

指定課題 5	就労移行支援の充実強化に向けた事例収集とガイドライン作成について
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者自立支援法においては、就労支援の強化を図るため、授産施設等を目的・機能によって、「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」に再編している。</p> <p>就労移行支援事業における一般就労への移行実績は、平成21年4月現在で、14.7%となっており、移行率50%以上の高い実績を出している事業所が1割以上ある反面、移行実績が0%及び10%未満の事業所は、4割以上も存在し、成果を上げているところと、そうでないところが二極化している現状がある。</p> <p>このため、本指定課題では、先駆的に高い移行実績を出している就労移行支援事業所の支援内容や体制などの調査分析を行い、好事例を収集し、その支援ノウハウを習得できるガイドラインの作成を行うものとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 各都道府県へのアンケート調査 先駆的に取り組んでいる事業所（移行率・定着率、施設外支援の活用等）について、各都道府県より紹介をしてもらう。その際、県単独で実施している事業・制度や取り組みなどについても把握すること。</p> <p>(2) 事業所選別、アンケート調査・訪問調査 都道府県からの紹介結果に基づき、アンケート調査を実施すること。地域性、人口、産業構造、事業規模や法人種別などを考慮し、モデルとなる事業所を数力所抽出し、現地調査を実施すること。</p> <p>(3) ガイドライン（事例集）の作成 調査結果に基づき、就労移行支援に係る支援内容や支援体制等が盛り込まれた実用的なガイドライン（事例集）を作成すること。</p>
求める成果物	<p>(1) 就労移行支援事業所において実施している支援の実態を把握し、就労移行支援事業所が本来行うべき業務を遂行するための事業における支援マニュアル等を作成し、周知を図ること。</p> <p>報告書には、以下の項目を中心とする調査を実施し、分析結果をまとめることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者受け入れ (アセスメント・選定方法、暫定支給決定の活用、利用前状況、新規募集) ・個別支援計画 (プログラム内容、評価及び見直しと標準利用期間との関係) ・職員の配置・役割 (サービス管理責任者、就労支援員、職業支援員、生活支援員の役割、業務内容) ・生産活動状況 (活動の内容、工賃、時間、移行活動との関係・影響) ・実習の実施状況 (企業数、回数、開始時期、活用制度、実施期間、契約内容) ・受け入れ先企業の状況 (企業規模、種別、従事する業務内容、時間) ・就職後の状況 (定着支援の実施状況、就業・生活支援センターとの関係) <p>(2) 活動実態の分析と課題の明示を行い、今後の職場定着支援のあり方、雇用施策との連携強化等の検討の材料とする。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課/就労支援専門官（内線 3043）

指定課題 6	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための状態別・疾患別に配慮したテキスト・DVDの検討・作成について
指定課題を設定する背景・目的	<p>介護職員等によるたんの吸引等の取扱いについては、これまで、介護現場におけるニーズ等を踏まえ、当面のやむを得ない措置として、一定の要件の下で認めてきた（実質的違法性阻却）。</p> <p>こうした運用については、そもそも法律に位置付けるべきではないか等の課題が指摘されてきたところであるが、それらを受け、昨年7月から「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」を設置・検討を進めてきたところであり、本年の通常国会に関連法案を提出し、平成24年度の施行を目指しているところである。</p> <p>今後、具体的な教育・研修の在り方等については、現在実施している試行事業の結果等を踏まえ検討することとしているが、平成24年度から制度を円滑に施行するためには、地域でたんの吸引等を実施することのできる介護職員等を十分に確保することが重要であることから、地域における研修や介護職員等によるたんの吸引等の実施に取り組む事業者が、研修や介護職員によるたんの吸引等を実施する際に参考とできる研修テキストや利用者との間で交わす同意書、各利用者ごとに作成するたんの吸引等の実施に係るマニュアル等についてひな形を示す必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 現在、地域で行われている介護職員等によるたんの吸引等に関する研修や介護職員等によるたんの吸引等を実施している事例の収集</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集に当たっては、障害者団体の協力を得るなどし、たんの吸引等を必要とする状態像を想定しつつも特定の障害種別に偏った事例収集とならないよう留意すること。 <p>(2) 「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」の検討結果及び上記の事例を基に、状態別・疾患別に配慮したテキストや同意書、マニュアル等を検討し、提示すること。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テキスト等については、必ず医師や看護師等の医療職の参画の基に作成することとし、また特定の障害種別に偏った内容としないこと。 ・テキスト等の内容は、たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻）のすべての行為を網羅したものとする。 <p>(3) 上記テキストに基づいた研修の映像媒体（DVD等）を作成すること。</p>
求める成果物	<p>成果物には以下の内容を盛り込むこと。</p> <p>(1) 地域で行われている介護職員等によるたんの吸引等に関する研修や介護職員等によるたんの吸引等を実施している事例の報告</p> <p>(2) 介護職員等に対するたんの吸引等の実施に係る状態別・疾患別に配慮した研修テキストの提示</p> <p>(3) 介護職員等がたんの吸引等を実施する際の、状態別・疾患別に配慮した各利用者ごとに作成するたんの吸引等の実施に係るマニュアル、同意書等のひな形の提示</p> <p>(4) 上記テキストに基づいた研修の映像媒体（DVD等）を作成</p>
担当課室/担当者	障害福祉課/身体障害福祉担当専門官（内線 3040）

<p>指定課題 7</p>	<p>既存の戸建て住宅を活用した小規模グループホーム・ケアホームの防火安全対策の検討について</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害者施策は地域生活移行が最重要課題であり、住まいの場の一つであるグループホーム・ケアホーム（以下「グループホーム等」という。）の確保が不可欠となっている。</p> <p>グループホーム等は、既存の戸建て住宅などのストックを活用したものが7割を超えている現状であり、また、さらなる整備促進を図っていく必要がある。</p> <p>しかしながら、建築基準法上の用途変更（専用住宅から寄宿舍）に伴う建物構造上の対応（建築主要構造部分、居室・階段等の界壁等の大規模な改修）が求められ、建物の構造上改修できない、改修について貸し主の理解が得られない等により整備促進が困難となっている現状がある。</p> <p>そうしたことから、既存のグループホーム等の建物構造の実態を把握し、ストックを活用したグループホーム等の整備が促進されるよう、現行の建築基準法で求められる防火安全基準と同程度の質を担保し、既存の戸建て住宅の改修可能な範囲での代替案を提案することなどを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>(1) 検討委員会には、グループホーム運営事業者、自治体職員（福祉、建築担当）、有識者等で構成すること。</p> <p>(2) グループホーム等運営事業者等による賃貸物件の貸し主への改修についての許容範囲の意識調査（どの程度の改修なら容認できるか）を行うこと。</p> <p>(3) 全国での認可されない物件の状況調査を行うこと。</p> <p>(4) 検討会による上記意識調査及び建築構造上（2×4工法による建築物等）も踏まえた現行の防火安全基準と同程度の質を確保した代替案の検討、成果物を作成すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>現行の建築基準法上の用途「寄宿舍」に求められる防火安全基準に対応するための建物構造等の改修手法等の代替案の提案を行う。</p>
<p>担当課室/担当者</p>	<p>障害福祉課/知的障害福祉担当専門官（内線 3040）</p>

指定課題 8	障害者自立支援法の改正による相談支援体系の変更に対応する業務評価指標の策定とソフトウェアの開発に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者自立支援法の一部改正により、相談支援の内容として、平成24年4月から新たに地域移行支援、地域定着支援及び障害児相談支援が加わる。</p> <p>これにより、業務を評価するための指標を明確化するとともに自立支援協議会及び市町村が相談支援事業者を比較・評価する標準的な方法が求められている。</p> <p>さらに、サービス利用計画の作成対象者が拡大される予定であり、サービス利用計画作成件数が増加する見込みである。</p> <p>これらから、各種統計の作成等に要する事務負担を軽減するとともに、事業所の評価が容易にできる手段が必要である。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 地域移行、地域定着又は障害児への相談支援を実施している事業所における、それぞれの業務内容をモデル的に調査すること。</p> <p>(2) 調査した業務内容を分類し、地域移行支援、地域定着支援及び障害児相談支援の業務実態の把握に必要な項目を明らかにすること。</p> <p>(3) 地域自立支援協議会や市町村が、地域移行支援、地域定着支援及び障害児相談支援を含む相談支援事業所の業務量及び質を比較・評価するための手法を開発すること。</p> <p>(4) 相談業務等の記録及び分析、並びに自立支援協議会への業務報告等が円滑にできるためのソフトウェアを開発すること(既存ソフトウェアの法改正に合わせての改修でも可)。</p> <p>これらの作成に当たっては、先行調査・研究の結果を活用し、従前からの相談種別との整合性に留意すること。</p>
求める成果物	<p>(1) 地域移行支援、地域定着支援及び障害児相談支援の業務実態の把握に必要な指標(統計項目)の開発</p> <p>(2) 地域自立支援協議会や市町村が相談支援事業所の業務量及び質を比較・評価するための手法の開発</p> <p>(3) 相談業務等の記録及び分析、並びに自立支援協議会への業務報告等が円滑に行えるソフトウェアの開発</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行・障害児支援室/相談支援専門官 (内線 3043)

指定課題 9	障害者自立支援法に基づくサービス利用計画の実態に関する調査とモデル事例集の作成について
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者自立支援法の一部改正に伴い、平成24年4月からサービス利用計画の作成対象者が拡大される予定である。</p> <p>現状ではサービス利用計画の作成件数が少なく、相談支援事業者にノウハウが蓄積されていない。</p> <p>現状のサービス利用計画の実態を明らかにするとともに、サービス利用計画として備えるべき水準を具体的に示すことで、サービス利用計画の水準を一定に保つとともに、その作成が円滑に行われるようにする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 今までに作成されたサービス利用計画を収集して、以下のような視点で分析すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に提出されている様式の種類及び内容 ・記載されているサービスの種類 ・インフォーマルサービスの記載の有無 ・介護保険サービスの記載の有無 ・サービス利用者の意向がどう反映されているか <p>(2) サービス利用計画として備えるべき内容を検討すること。</p> <p>(3) 上記をもとに、市町村に提出すべき様式の内容を検討すること。</p> <p>(4) サービス利用計画のモデル事例集を作成すること。</p> <p>なお、これらの検討を行うに当たっては、市町村職員、サービス利用者などを含む検討委員会で検討を行うこと。</p>
求める成果物	<p>(1) サービス利用計画として備えるべき記載内容の水準を提案</p> <p>(2) 市町村に提出するサービス利用計画の標準様式の作成</p> <p>(3) サービス利用計画のモデル事例集の作成及び配布</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行・障害児支援室/相談支援専門官（内線 3043）

指定課題 10	障害者の成年後見制度の利用促進のための事例集とガイドラインの作成について
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者が日常生活を営む上で成年後見制度は重要な制度であるが、地域生活支援事業における成年後見制度利用支援事業の実施及び利用の状況は非常に低調である。こうした状況の下、障害者自立支援法の一部改正において成年後見制度利用支援事業の必須事業化がなされることも踏まえ、成年後見制度利用支援事業の利用促進に向けて、実施ガイドラインを作成することとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本指定課題では、学識者のみならず、支援者、保護者を含めた検討委員会を設置するとともに、可能な限り本人からのヒアリング体制が取れるように留意して進めること。</p> <p>以下の項目について検討を行うこと。</p> <p>(1) 知的障害者や精神障害者等の自己決定を尊重した成年後見制度利用支援事業の有効性の明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業の全国調査から具体的な事例（障害者の状態像、利用までのプロセス、利用実態、評価等）と市民後見人の養成、障害者事例の受任状況を収集すること。 <p>(2) 具体的支援場面における手法や評価を明らかにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援等の場面での手法、留意点（ツールの活用等）を明らかにした「自己決定支援ガイドライン」を作成すること。 <p>(3) 自己決定支援の制度政策的課題の検討等を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見を利用しない対象像と利用する対象像との間で、現行の成年後見制度の身上監護との具体的な対比を行い（横浜市で取り組まれている成年後見的支援事業等の実地調査等も実施）、課題を整理すること。
求める成果物	<p>(1) 成年後見制度利用支援事業の事例集作成</p> <p>(2) 相談支援場面における「自己決定支援ガイドライン」の作成</p> <p>(3) 制度政策的課題の提示</p>
担当課室/担当者	障害福祉課/知的障害福祉担当専門官（内線 3040）

<p>指定課題 11</p>	<p>老年期発達障害者（60 代以上）への障害福祉サービス提供の現状とニーズ把握に関する調査について</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>（わが国初の実態把握） 発達障害者に関する支援は生涯を通して提供されるべきであるが、これまでの調査研究に関しては乳幼児期から青年・成人期までのものが多く、老年期の発達障害者の生活と支援に関する実態把握がなされていないため、生涯にわたる支援の提供という観点から、老年期に焦点を当てた実態把握を行う必要がある。</p> <p>（好実践事例の共有） 近年の発達障害者支援センターへの相談実績において、青年・成人期以降の相談件数が増加しており、長期的な視点として老年期の生活や支援に関する効果的な情報提供に役立つ情報の発信が必要になっている。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>方法 1：生活状況の調査</p> <p>（1）老年期（60 歳以上を想定）の発達障害者の生活を把握するために、全国の大都市や中山間地などのサンプル地域を設定し、家庭や施設（障害、介護等）の場に調査員が訪問し、質問調査を実施する（50～100 例程度）こと。</p> <p>（2）調査員には全国自閉症者施設協議会や発達障害者支援センターの職員を加え、調査対象者は福祉サービスや相談を利用している方を対象とすること。</p> <p>（3）質問項目の設定は、老年期発達障害の生活と支援に関する先行調査を把握し、当事者団体や有識者の一定のコンセンサスを得ること。</p> <p>方法 2：支援状況の調査</p> <p>老年期の発達障害者への支援の状況を把握するために、国内外の先行研究や実践を分析した上で、特に福祉サービスの利用や医療対応に関して効果的な実践している地域もしくは支援機関を訪問（10 箇所程度）、支援方法等の整理を行うこと。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>（1）老年期発達障害者の生活状況（住居、財産管理、健康管理、福祉・介護サービスの利用等）の客観的なデータを提示すること。</p> <p>（2）老年期発達障害者への支援（障害福祉、介護、医療等）に関するモデル的な取り組みを提示すること。</p>
<p>担当課室/担当者</p>	<p>障害福祉課地域移行・障害児支援室/発達障害対策専門官（内線 3048）</p>

指定課題 12	発達障害者の障害者自立支援法のサービス利用実態の把握について
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年12月の障害者自立支援法の一部改正により発達障害者が障害者自立支援法の障害者に含まれることが法律上明確にされたことを受け、公布後のサービス申請や申請の受け付け状況にどのように変化があったのかを把握し、発達障害者や家族等、市町村の福祉サービス担当者への周知方法等の課題を把握する必要がある。 ・発達障害者及びその家族のサービス利用に対する現在のニーズを把握・分析する必要がある。 ・法改正に関して発達障害者及びその家族、市町村の福祉サービス担当者が発達障害者支援センターに期待している取り組みを把握する必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者団体と市町村の福祉サービス担当者を対象として、アンケート調査を2種類実施する。 ・当事者団体には、①法改正の前後で申請に関してどのような変化があったか（申請できることの認知、実際の申請等の行動の変化）、②現在利用している福祉サービスや今後利用したい福祉サービスは何か、③現在、発達障害者支援センターの役割に期待するものは何かを問うものとする。 ・市町村の福祉サービス担当者には、①法改正の前後で発達障害者からの申請量の変化、②発達障害者の利用が多い福祉サービスは何か、③発達障害者支援センターとの望ましい連携のあり方を問うものとする。
求める成果物	<p>(1) 障害者自立支援法の一部改正により、発達障害の位置づけが明確化されたことの影響（当事者や家族の認知の変化、市町村窓口における申請量の変化等）の客観的な把握を行うこと。</p> <p>(2) 必要なサービス及びそのサービス量を把握すること。</p> <p>(3) 福祉サービスへの発達障害者支援センターの関与に対するニーズの把握を行うこと。</p> <p>* 上記3点について、全国データと都道府県・政令市ごとのデータを整理すること。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行・障害児支援室/発達障害対策専門官（内線 3048）

指定課題 13	障害児入所施設の一元化に伴う支援の標準化に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>児童福祉法が改正され、これまで障害種別に分かれていた障害児入所施設は、平成24年4月1日から「障害児入所支援」として一元化され、さらに年齢延長規定もなくなるため、児童に特化した支援が求められる。</p> <p>障害児入所施設の最低基準には個別支援計画の規定はなく、指定基準に施設支援計画の作成は規定されているもののサービス管理責任者の規定がないため、これまでは計画の作成、家庭や関係機関等との連携の責任の所在も明確でなかった。</p> <p>また、障害児入所施設で提供される支援内容は各施設に任されてきたのが現状で、その実態は十分に把握されていない。</p> <p>このため、障害種別の一元化に当たっては、多くの保護者が不安を感じており、また、施設設置者の多くは他の障害種別の児童を受け入れることには消極的である。</p> <p>そこで、現行の障害種別毎に行われている障害児入所施設の支援の実態を詳細に分析するとともに、一元化した場合の支援内容の指針となるべきガイドラインを作成することを目的とする。なお、指針の作成に当たっては、近年増加している被虐待児及び医療ニーズが高い児童へのケアのあり方についても触れることとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 実態調査</p> <p>①タイムスタディによる活動実態及び業務実態の調査を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者と支援者を分けて支援内容ごとの所要時間を示すこと。 ・調査項目： <ul style="list-style-type: none"> 利用者：「睡眠」、「食事」、「着替え」、「風呂」、「学校」、「療育」等の活動内容や職員による支援の内容を分類して時間を示すこと。 支援者：「見守り」、「身体介助」、「リハビリ」、「記録」、「夜間見回り」等の業務内容を分類して時間を示すこと。 <p>②個別支援計画の実態：作成～評価のプロセス及び計画例を示すこと。</p> <p>③専門的ケアの実態：被虐待児に対するケア、医療ニーズが高い児童へのケア（たんの吸引等）、リハビリなど障害特性に応じた特別な支援、在宅復帰又は退所後の自立のための支援</p> <p>※ なお、個別支援計画は、児童養護施設の自立支援計画及び児童デイサービス等の通所支援の個別支援計画との比較を行うこと。</p> <p>被虐待児に対するケアは、児童養護施設との比較を行うこと。</p> <p>(2) 実態調査から、障害の種別、程度、ニーズ等に基づく自立生活支援のための標準的なプログラム（ガイドライン）案を策定すること。</p>
求める成果物	<p>(1) 報告書には、障害種別、程度ごとに分析結果をまとめること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者が受ける支援の実態（ケア以外の自由時間も含む） ・サービス提供者の業務実態（ケア以外の業務も含む） ・個別支援計画策定の有無、内容の実態 ・被虐待児及び医療ニーズの高い児童等への支援の実態 ・個別支援計画及び実践の好事例を紹介し、分析すること <p>(2) 標準的なプログラムには、被虐待児及び医療的ケア等の特別なニーズへの対応、家庭復帰や退所後の自立生活支援を前提とした支援についても盛り込むこととし、障害種別の一元化の際に取り組みやすい内容とすること。また、今後の施設支援の質の向上のための研修に反映できる内容とすること。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行・障害児支援室/障害児支援専門官（内線 3048）

指定課題 14	障害児入所施設における小規模ケア化、地域分散化を推進する上での課題に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>昨年12月の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、社会的養護の必要な児童については、まず里親委託を前提としつつ、児童養護施設等での支援が必要な児童についても、小規模ケア化及び施設機能の地域分散化を進める方向性が示されている。障害のある子どもの支援についても障害のない子どもと同様に、地域から分断されず、家庭的な環境の中での育ちを保障する観点から、障害者権利条約にも則しており、小規模ケア化及び地域分散化は今後の障害児入所施設のあり方として検討が必要である。</p> <p>そこで、児童養護施設の小規模グループケアの実態、地域小規模児童養護施設や小規模住居型養育施設での支援内容等（障害児を受け入れている施設の実態を含む）の実態について調査するとともに、先駆的に小規模グループケアを実践している障害児入所施設の支援内容等の実態を比較調査する。そして、今後、障害児入所施設で小規模ケア化、地域分散化を行う上での課題や支援のあり方、社会的養護施策との連携等について検討を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等における小規模ケア、地域小規模児童養護施設、小規模住居型養育施設におけるケアの実態の把握と課題の分析（現に障害児を受け入れている施設については、障害児に対するケアの実態、職員の業務の実態等の課題を分析すること） ・障害児入所施設で先駆的に小規模ケアを実践している施設の実態把握 <p>(2) 実態調査に基づき、障害児入所施設において「小規模ケア化、地域分散化」を実施する上での人員体制、設備、支援内容、課題について整理し検討すること。</p>
求める成果物	<p>(1) 社会的養護における施設の小規模ケア化、地域分散化推進の背景分析</p> <p>(2) 障害児施設の小規模ケア化、地域分散化の現状と課題分析</p> <p>(3) 障害児に対する小規模ケア化、地域分散化の必要性と課題 （社会的養護の施設、介護保険施設との比較分析も行うこと）</p> <p>(4) 障害児施設の小規模ケア化、地域分散化を図るための人員、設備等の基準、支援内容等の提言</p> <p>○障害児を受け入れている児童養護施設や小規模住居型養育施設等との連携（後方支援など、障害児入所施設の果たす役割等）について検討すること。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行・障害児支援室/障害児支援専門官（内線 3048）

指定課題 15	重症心身障害児者の地域生活の実態に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>重症心身障害は、重度の肢体不自由と重度の知的障害を重複する状態をいい、医療ニーズが高いものが多い。</p> <p>全国に重症心身障害児者はおよそ3万8千人いると推計され、そのうち約2万人が重症心身障害児施設に入所している。重症心身障害児施設はほぼ満床で、約3～5千人が在宅や病院等で入所待機していると言われている。</p> <p>そこで、重症心身障害児者の待機者の実態を調査するとともに、地域生活（NICU（新生児集中治療室）後の在宅療養、ケアホームやアパートでの独立生活を含む）している方の実態を明らかにすることで、地域で安心・安全に生活できるようにするための条件整備について検討する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（1）実態調査</p> <p>①重症心身障害児施設の待機児者数及びその方々の生活実態等について調査すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害の状態、介護等の状況（医療的ニーズの高い方のケアを含む） ・待機場所、家族、生活環境等の状況 ・入所希望理由 ・訪問看護、居宅介護、短期入所、通園事業等の利用状況（1週間、1か月単位での利用状況、日中活動の内容等も把握すること） ・コーディネーターの存在と個別支援計画の有無（ある場合はその内容） ・親の会のピアサポート等必要な支援の内容 ・保護者等のニーズ 等 <p>②NICU退院後の在宅療養児及び家族介護に頼らず地域生活している重症心身障害児者の実態について、①の調査項目に類似して把握</p> <p>（2）重症心身障害児者の地域生活を支援するための条件等についての分析</p>
求める成果物	<p>（1）重症心身障害児施設の待機者の実態が分かるようにすること。</p> <p>（2）NICU退院後在宅療養している重症心身障害児の実例を10～20件程度収集し、地域生活を送る上での課題等を分析すること。</p> <p>（3）家族支援に頼らず地域生活を送っている重症心身障害者の実例を10～20件程度収集し、地域生活を送る上での課題等を分析すること（施設から地域移行を希望する者の支援モデルとして提示すること）。</p> <p>（4）地域生活の実態から、重症心身障害児施設及び療養介護事業所の必要性和地域生活を支える機能について整理すること。</p> <p>（5）地域生活者の日中活動等の実態を明らかにし、重症心身障害児施設等における日中の過ごし方と比較することともに、施設に入所していても地域と同様の過ごし方、または、地域と分離されることのない施設支援の在り方について検討し、提言すること。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行・障害児支援室/障害児支援専門官（内線 3048）

<p>指定課題 16</p>	<p>未来と地域を結ぶ、いわゆる“サポートブック”の実態と活用に関する調査について</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害児の支援は、ライフステージに応じた一貫した切れ目のない支援が必要である。全国各地において、幼少期からのアセスメント情報や各ライフステージの個別支援計画等を共有化するツールとして、いわゆる“サポートブック”（以下、「サポートブック」という）が整備されてきているが、その実施主体は自立支援協議会「子ども部会」を中心とした障害福祉分野の他、特別支援教育分野や子育て支援分野であることもあり、各自治体が工夫し実践しているのが現状である。このため、全国的な取組状況については把握されていない。</p> <p>そこで、サポートブックの取組状況について全国調査を行うとともに、サポートブックの活用好事例を把握することで、子どもの未来と地域を結ぶサポートブックのあり方について検討する。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>(1) 実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国自治体で実施または把握しているサポートブックの実態 <ul style="list-style-type: none"> ・運用主体、方法、情報管理の内容、連携範囲等 ・サポートブック導入のいきさつ ・導入している地域における個別支援計画の作成状況 ・サポートブック導入時及び導入後の課題とその解決策 ・様式の収集 ○サポートブックの導入による地域連携の好事例の調査 <p>(2) 医療、母子保健、子育て支援、教育、障害福祉等を結ぶサポートブックの活用に関する条件分析を行う。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1) サポートブックの全国的な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営主体や情報管理内容、連携範囲等により類型化すること ・アセスメントや個別支援計画等の共有化の利点と課題 ・様式等のデータベース化を図ること ・自立支援協議会「子ども部会」の関与について ・早期にサポートブックを導入している地域の調査結果から、サポートブック活用の実際と評価を行うこと。 <p>(2) 福祉以外の関係分野（保健や保育、教育、労働等）からの意見も聴取し、サポートブックの導入促進策及び活用のあり方について検討すること。</p>
<p>担当課室/担当者</p>	<p>障害福祉課地域移行・障害児支援室/障害児支援専門官（内線 3048）</p>

指定課題 17	地域移行・地域定着支援の充実強化に向けた事例収集とガイドラインの作成について
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者の施設や病院からの地域移行支援や地域定着支援については、これまで補助事業として実施してきた内容を平成24年度からはこれらの補助事業を個別給付化し、地域での取組みを強化することとしている。</p> <p>平成22年度においては、地域移行に係る事業として「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を全都道府県において実施している。しかしながら、地域定着支援に係る事業である「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」については全市町村のうち約13%程度の実施率となっており、十分に活用されているとは言い難い現状にある。</p> <p>このため、現在、先駆的に地域移行・地域定着に係る支援を実施している自治体の事例について調査分析等を行うものとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1)各自治体へのアンケート及び実地調査</p> <p>現在、精神障害者地域移行・地域定着支援事業及び住宅入居等支援事業を実施している自治体について各都道府県担当課あてに照会すること。照会結果に基づき、先駆的な活動と想定されるモデル事例を数ヶ所抽出し、ヒアリングまたは現地調査を行うこと。</p> <p>(2)ガイドラインの作成</p> <p>(1)の調査結果に基づき、地域移行・地域定着支援に係る支援体制や実践事例等が盛り込まれた実用的なガイドラインを作成すること。</p> <p>(3)調査報告会の開催</p> <p>作成したガイドラインを基に調査報告会を行うこと。</p>
求める成果物	<p>(1)各自治体へのアンケート調査及び実施調査</p> <p>住宅入居等支援事業については、対象者像、対象者の選定方法（掘り起こし）、事業所の役割、支援内容、24時間支援体制の整備と運営方法及び地域自立支援協議会との連携等について具体的に示されていること。</p> <p>精神障害者・知的障害者・身体障害者への地域移行支援については、対象者像、対象者の選定方法（掘り起こし）、事業所の役割、支援内容、医療機関等の連携他について具体的に示されていること。</p> <p>事例の抽出に際しては、人口バランスや地域的な条件を勘案すること。</p> <p>(2)ガイドラインの作成と報告会の開催</p> <p>抽出された事例を基に、これから取り組む市町村や事業所が、速やかに実施できるよう事業実施に係るフローチャートや図表、関連する法制度の解釈等を盛り込むこと。</p> <p>報告会についてはガイドラインに添った内容とし、モデル事例についての実践報告を盛り込むこと。</p>
担当課室/担当者	精神・障害保健課/地域移行支援専門官（内線 3027）

<p>指定課題 18</p>	<p>精神障害者を対象とした相談支援事業所等におけるアウトリーチ（訪問支援）に係る実態調査について</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>これまで、精神障害者の退院支援・地域移行に向けた支援を実施してきたが、今後は、地域に向けた支援に加え、入院を防ぎ、地域に根付く支援（地域定着支援）を行うことが重要である。</p> <p>その支援の一手法として、「入院」という形に頼らず、「地域で生活する」ことを前提とすることを目的に、平成23年度よりモデル事業として「精神障害者アウトリーチ推進事業」を創設した。</p> <p>当該事業は、未治療者、治療中断者等の者を対象としているが、こうした方々への支援は、行政や相談支援事業所等による支援を行っているのが現状である。</p> <p>しかしながら、相談支援事業所等による精神障害者への訪問支援の実態については、十分な実態調査がされてこなかったところである。</p> <p>本調査では、相談支援事業所等におけるアウトリーチ（訪問支援）の実際について調査を行い、課題整理を行っていく。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>(1)アウトリーチ（訪問支援）に係る実態把握及び分析</p> <p>先行研究等を参考にする等、先行事例を抽出し、実地調査を行うこと。</p> <p>有識者等による検討委員会を設置し、実態把握の結果や収集された先行事例について分析を行い、今後の支援のあり方等についての検討を行うこと。</p> <p>(2)調査報告会の開催</p> <p>実態調査結果等に基づき調査報告会を行うこと。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1)アウトリーチ（訪問支援）に係る実態調査について</p> <p>対象者像、対象者の選定方法（掘り起こし）、事業所の役割、多職種による支援、支援内容、運営方法及び地域自立支援協議会との連携等について具体的に示されていること。</p> <p>具体的な支援がイメージできるよう実際に支援を行った事例を掲載し、支援計画等についても示すこと。</p> <p>事例の抽出に際しては、人口バランスや地域的な条件を勘案すること。</p> <p>(2)調査報告会について</p> <p>調査結果はもとより、具体的な実践例の報告についても盛り込むこと。</p>
<p>担当課室/担当者</p>	<p>精神・障害保健課/地域移行支援専門官（内線 3027）</p>

<p>指定課題 19</p>	<p>精神症状等を有する認知症患者に係る退院支援パス等の地域連携の推進に関する調査について</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>認知症への精神科医療のあり方については、厚生労働省の検討チームにおいて、平成22年12月22日、今後の対策の方向性について「中間とりまとめ」をまとめ、できる限り地域の生活の場で暮らせるような支援とするために、連携パスなどの取組みを進めることとしている。</p> <p>精神症状等を有する認知症患者の地域生活を支える医療支援・サービスのあり方について、地域における実践事例や実態調査を踏まえ、精神科病院や地域の事業所等との連携方策、患者像とそれに対するサービス提供のあり方の提言に資する調査検討を行う。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>(1)精神科病院に入院している認知症患者に対する退院支援の実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者像に応じた退院支援の取組み事例等の抽出 ・精神科病院と地域事業者の連携パスの取組み事例の抽出 <p>(2)モデル的な連携パス作成</p> <p>(1)を通じて、退院支援・連携パスなどの関係者間の情報共有・連携ツールを作成</p> <p>(3)精神科病院と地域の事業者等との連携に関する試行及び分析</p> <p>(2)の試行を行い、有効性を分析するとともに、地域性等による幅をもたせながら、普及のための考察を行う。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1)患者像に応じた退院支援の取組事例集の作成</p> <p>精神科病院に入院している認知症患者の退院支援に関する実態把握、できるだけ多くの取組み事例を分析し、事例集を作成する。</p> <p>(2)認知症による行動・心理症状(BPSD: Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia)にて入院した認知症患者のモデル退院支援クリティカルパス(精神科病院と退院先機関とが連携して作成する診療計画)の作成</p> <p>(1)を踏まえて、地域でパスを作成する際に活用できるような、モデルとなるクリティカルパスを作成する。</p> <p>(3)ワークショップ等の実施</p> <p>事例集及びパスの活用方法等に関する研修会や、パスの普及・改良やネットワーク構築のためのワークショップを実施する。</p>
<p>担当課室/担当者</p>	<p>精神・障害保健課/課長補佐(内線 3053)</p>

指定課題 20	精神保健福祉活動における保健所の機能強化に向けたガイドラインの作成について
指定課題を設定する背景・目的	<p>保健所における精神保健福祉業務については、「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」（平成8年1月19日保健医療局長通知）に基づき行われている。</p> <p>障害者自立支援法の施行により、障害者に対する福祉サービスが市町村に一元化されたところであるが、保健所の役割としては、地域精神保健福祉の充実に向け、市町村への専門的、広域的な支援を行うこととされている。</p> <p>加えて、最近では、精神障害者の地域移行支援、自殺対策、通報等に係る緊急対応等、業務の多様化に伴い、保健所の役割をより強化していくことが必要である。</p> <p>しかしながら、保健所の精神保健福祉活動の機能強化に向けた現状と課題については、十分に整理されておらず、各保健所独自の実践活動に委ねられてきた現状がある。</p> <p>このことから、本調査においては、地域精神保健福祉活動における保健所の機能強化に向けた実践事例の調査を行うと共に、業務活用できるガイドラインを作成するものとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1)各保健所への実践事例調査 先行研究等に基づき、先駆的な活動と想定されるモデル事例を数ヶ所抽出し、ヒアリングまたは現地調査を行う。</p> <p>(2)ガイドラインの作成 (1)の調査結果に基づき実践事例等が盛り込まれた実用的なガイドラインを作成する。</p> <p>(3)調査報告会の開催 作成したガイドラインを基に報告会を行う。</p>
求める成果物	<p>(1)各保健所への実践事例調査 事例の抽出に際しては、人口バランスや地域的な条件を勘案すること。 都道府県、指定都市、中核市等設置主体ごとの事例が盛り込まれることが望ましい。</p> <p>(2)ガイドラインの作成と研修報告会の開催 調査事例を基に、機能強化に係るフローチャートや図表、関連する法制度の解釈等を盛り込むこと。 精神保健福祉センター、市町村、福祉、医療、教育機関等との連携や精神保健福祉業務を担う職員のOJTのあり方についても盛り込むこと。 調査報告会についてはガイドラインに添った内容とし、グループ討議を入れる等実践的な内容とすること。</p>
担当課室/担当者	精神・障害保健課/地域移行支援専門官（内線 3027）